

物価高騰に伴う緊急在宅介護者慰労金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要介護等高齢者を在宅で日常的に介護する家族（以下「介護者」という。）に対し、慰労金を支給することにより、介護に要する物品等の物価高騰による経済的負担の増加に対応するとともに、その労務に対する支援を行い、高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要介護等高齢者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する認定を受けた町内の者のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5と認定されている高齢者をいう。

(支給対象者)

第3条 令和7年9月30日時点で矢吹町在宅介護認定者紙おむつ給付事業実施要綱（平成19年告示第22号）に基づく紙おむつ給付の対象者となっている要介護等高齢者を介護する介護者とする。

2 要介護等高齢者1人に対して、支給は介護者1人までとする。

3 介護者が交付決定を受けた後に、要介護等高齢者が死亡した場合でも、慰労金の支給は受けることができる。

(慰労金の額)

第4条 慰労金の額は、要介護等高齢者1人につき30,000円とする。

(支給の申請)

第5条 慰労金の支給を受けようとする介護者は、介護者慰労金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町が定める期日までに町長に提出しなければならない。

(支給の申請の代行)

第6条 前条の申請は、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等が代行することができる。

(支給の決定)

第7条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、

介護者慰労金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により、速やかに、当該介護者に通知するものとする。

（支給の期日）

第8条 慰労金は、年度末までに支給するものとする。

（慰労金の返還）

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により慰労金の支給を受けた者があるときは、支給した慰労金を返還させることができる。

（委任）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。